

タイトル	(和文) EU とメルコスール間の FTA 締結の制度的考察・・・WTO の視点から (英文) Some issues on the FTA between EU and MERCOSUR from WTO system		
キーワード	WTO 地域統合 EU	氏名	岩田伸人
		所属	青山学院大学
報告時の言語	日本語		
<p>本発表では、同じ関税同盟 (Customs Union) で、先進国型の典型とされる EU (欧州連合) と途上国型のメルコスール (MERCOSUR) の両者間の FTA 締結に伴って生じる諸問題を、WTO ルールの視点から整理する。</p>			
<p>EU とメルコスール間の FTA 締結交渉が進められているが、両者とも特徴のある関税同盟であり、今後の新たな地域統合の研究に有益な事例になると推察される。</p> <p>WTO 加盟国の間で締結される地域統合 (Regional Trade Agreement: 以下 RTA) の中で、関税同盟 (Customs Union) は、FTA の上位段階に位置付けられる。メルコスールは途上国型関税同盟の典型であり、EU は逆に先進国型関税同盟の典型である。前者 (メルコスール) の根拠規定は、授権条項 (enabling clause) が根拠規定であるため、GATT 第 24 条に掲げる「発効後 10 年以内に実質すべての関税を撤廃する」条件が適用されない。他方、後者 (EU) の根拠規定は、GATT 第 24 条であるために上記の条件が適用される。通常、関税同盟が先進国型であれ途上国型であれ、関税同盟のメンバーは単独で域外の国々と RTA を締結することができない、または締結が事実上困難とされる。例えば、我が国は最近までメルコスールのメンバーであるブラジルと単独で FTA の締結を試みてきた (これは、メルコスールのメンバーが、域外国との間で RTA を締結したケースがあるためと推察される)。しかし、我が国はその後、ブラジルを含む「メルコスール」との FTA 交渉にシフトしてきている。関税同盟は、共通域外関税 (Common External Tariffs : 以下 CET) を設けているが、EU のそれと異なり、メルコスールの CET は、対象分野ごとに異なる。特筆すべきは、メルコスールのメンバー 4 カ国は、それらが加盟する南米の LAIA (ラテンアメリカ統合連合) を母体としているために、メルコスールの RTA 交渉が、LAIA (14 カ国) でのコンセンサスを必要とするケースがある点である。</p> <p>本稿では、これらの視点からメルコスールの特徴を EU と比較しながら、両者間で交渉中の FTA 締結に伴う諸問題を WTO の視点から整理する。これにより、地域統合研究への貢献を図りたい。</p>			